特記仕様書案

業務名：令和７年度 渡名喜村環境保全・美化推進事業委託業務

業 務 場 所：渡名喜村

履 行 期 間：契約締結翌日から令和８年３月１９日まで

１．目的

集落内や観光スポット周辺等の緑化及び美化活動を実施するとともに外来植物（ギン

ネム等）の伐採及び在来植物の保全育成を図る。

２．業務場所及び面積

別紙作業場所一覧表を参照

※なお、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

３．業務内容

1) 本業務は、別紙作業場所一覧表に合わせて工程表を調整し、工程表に基づき、監督

員と現場代理人の協議により実施するものとする。施工場所が村道や集落内、観光地等であるため、通行人、通行車両等に危険のないように安全面には特に注意し、村民等の協力を得て苦情のないようにすること。

2) 本業務は、観光地等の美化事業であり、その点に留意し、受託者は現場を巡回パト

ロールし緊急及び台風災害時にも対応できるような体制をつくり、委託者との協議

又は指示に基づき業務を実施し、当課に報告すること。

3) 監督員が必要とする際は、７名程度からなる班を３班程編成し作業実施できる体制

とすること。

4) 除草作業は、陳情等を踏まえ、時期等について監督員と十分に打合せを行い、定

期的に実施すること。

４．主任技術者及び現場代理人

1) 現場代理人は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置するこ

と。

2） 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

５．提出書類

受託者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しな

ければならない。

1) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内

2) 使用材料承諾願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内

3) 業務日報、業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時

4) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め

地区ごとに施工前、施工中、施工後の現場写真を班ごとにアルバムに整理して提出す

る。

5) 工程管理資料（実施工程表等）・・・・・・・・・・・・・・ 毎月初め

6) その他監督員が提出を必要と認めるもの

６.報告事項

1) 業務があった月の業務内容について、写真（着手前後、作業状況等）その他必要資

料を付し、メール等により翌月実働日までに報告するものとする。

2） 前項の報告と併せ、報告する週の業務内容予定について、報告すること。

７．安全管理

1) 作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全

チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。

なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障のないようにすること。

2) 剪定された枝等は、早急にかたづけ、村民等の迷惑にならないようにすること。

また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適正

な処理処分を行うこと。

3) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合

は、ただちに清掃復旧すること。

4) 除草工（刈払機）の作業を行う場合、交通の支障にならないよう防護ネットを設置、必要であれば交通誘導員を配置し（現場監督員と協議の上）、小石などが飛散しないように十分注意すること。

８．作業方法

1) 外来植物伐採

　　　ギンネムやボクソウ等の伐採を行う。可能な限り抜根まで行うこと。

2) 在来植物等保全育成

作業箇所に生息するカワラナデシコ等の在来植物は伐採しないように保全・移植する。

3)　集落内清掃

　　　指定している集落内の空き家等のフクギの剪定や枯れ葉の収集を行う。

4) 除草

刈払機やカマ等を使い、在来植物を避けて行う。

（芝生が生えているエリアについては、芝を残すように作業を行うこと。また、林道の松の木を剪定する場合は道路にかかったり木々が交差しないように剪定する。）

※上記の作業方法について、具体的に業務計画書に記載する。

5)　集落外周の植栽の剪定

　　あがり浜やターミナル駐車場のアカタコノキの剪定・掃除を行う。

　（人の目線にかからない程度に剪定を行う。）

９．剪定枝葉等の処分

処分については村指定の集積所への搬入とし、監督員と協議の上、実施すること。

10．貸与品等について

　　村で所有している以下の本事業用の備品については貸与することが出来る。レーキ等については別途調整とし、その他実施に要する機材等については、すべて受託者の負担とする。また、貸与品に破損等障害が生じた場合には受託者は委託者に直ちに連絡し受託者の費用をもって速やかに修復・原状復帰するものとする。

　・軽トラック　３台　　・バックホー　１台　　・乗用草刈り機　１台

11．その他

この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、

定めるものとする。